

第3回 農業振興会議 次第

日時：令和5年9月14日 午後7時～8時30分

場所：農村観光交流センターみらい

1. 開 会

2. 協議事項

(1) №1 農業法人の設立について パブコメ実施（回答内容について）

(2) 農業法人の設立について

№2 一般社団法人定款（案）について

№3 業務推進計画（案）について

№4 5か年計画（案）について

№5 組織体制（案）について

№6 会計予算（案）について

№7 法人の名称（案）について

4. 報告事項

(1) 有機農業産地推進事業の進捗状況について

(2) 化学肥料低減定着対策による肥散布機の導入について

(3) 最適土地利用総合対策事業による地域協議会での取り組みについて

5. 基本計画について（ワークショップ）

前回のSWOT分析、クロスSWOTで出された目的に対し、具体的な活動について話し合います。

※ 令和6年度の事業要望について

6. 閉 会

※ 次回会議の日程について

※ 農業振興会議 令和5年12月22日 19:00

松川町農業振興会議・松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会 委員名簿

所属組織等	氏名	該当組織
松川町議会総務産業建設委員長	大蔵 洋	農業振興会議
松川町議會議員総務産業建設副委員長	塩澤 貴浩	農業振興会議
松川町農業委員会 会長	松下敏章	農業振興会議・ゆうきの里
松川町農業委員会 会長代理	北沢ひろみ	農業振興会議・ゆうきの里
松川町農業委員会	古谷 はるみ	農業振興会議・ゆうきの里
JAみなみ信州農業協同組合理事	木下 稔	農業振興会議
JAみなみ信州農業協同組合松川支所長	古瀬 聖史	農業振興会議
生産組織の代表 松川ファーマーズクラブ会長	宮澤 明歩	農業振興会議
生産組織の代表 人と自然にやさしい農業連絡会	米山 春彦	農業振興会議
若手農業者の代表 若武者代表	知久 航	農業振興会議
松川町認定農業者連絡会会长	松尾 正宏	農業振興会議
長野県農業経営士協会理事	宮澤 喜好	農業振興会議
長野県法人協会理事	中平 義則	農業振興会議
長野県農業士協会理事	矢沢 樹	農業振興会議
くだもの観光協会会长	代田 文明	農業振興会議
有機農業研究会	山田 正明	農業振興会議
女性農業者の代表 農村女性ネットワーク会長	寺澤 圭子	農業振興会議
女性農業者の代表 JA女性部長	吉沢 良子	農業振興会議
女性農業者の代表 長野県農村生活マイスター	松下 文子	農業振興会議
南信州農業農村支援センター係長	木下 倫信	農業振興会議・ゆうきの里
J A松川支所営農課 課長	坂巻 黙	農業振興会議・ゆうきの里
町建設水道課 課長	原 高広	農業振興会議
町建設水道課 主査	後藤 正雄	農業振興会議
町産業観光課 課長	田中 学	農業振興会議・ゆうきの里
町産業観光課農林係 係長	佐々木 静香	農業振興会議・ゆうきの里
町産業観光課農林係 主事	北原 侑佳	農業振興会議・ゆうきの里
町産業観光課農業振興係 係長	宮島 公香	農業振興会議・ゆうきの里

所属組織等	氏名	該当組織
町産業観光課農業振興係 主任	小沢 香織	農業振興会議・ゆうきの里
町産業観光課農業振興係 主事	原 恵	農業振興会議・ゆうきの里
農地利用調整推進員	佐藤 光吉	農業振興会議
農地・経営相談員	下平 隆司	農業振興会議
就農相談員	佐藤 広利	農業振興会議
農業法人推進員	吉川 昭	農業振興会議・ゆうきの里
J A 松川支所営農課 営農支援センター	橋場 幸子	農業振興会議

A	松川町議会総務産業建設委員長	大藏 洋
	長野県農業経営士協会理事	宮澤 喜好
	くだもの観光協会会长	代田 文明
	長野県農村生活マイスター	松下 文子
	町産業観光課長	田中 学
	町産業観光課農林係	北原 侑佳

B	松川町議会議員総務産業建設副委員長	塩澤 貴浩
	長野県法人協会理事	中平 義則
	ゆうき給食とどけ隊会長	久保田純治郎
	町産業観光課農林係長	佐々木静香
	農地・経営相談員	下平 隆司
	JA松川支所営農課 営農支援センター	橋場 幸子

C	松川町農業委員会 会長	松下 敏章
	松川ファーマーズクラブ会長	宮澤 明歩
	JA女性部長	吉沢 良子
	ゆうき給食とどけ隊副会長	牛久保二三男
	南信州農業農村支援センター係長	木下 倫信
	町産業観光課農業振興係	原 恵

D	松川町農業委員会 会長代理	北沢ひろみ
	若武者代表	知久 航
	有機農業研究会	山田 正明
	町産業観光課農業振興係	小沢 香織
	就農相談員	佐藤 広利

E	松川町農業委員会	古谷 はるみ
	松川町認定農業者連絡会会长	松尾 正宏
	農村女性ネットワーク会長	寺澤 圭子
	JA松川支所営農課長	坂巻 黙
	町建設水道課農地整備係	後藤 正雄
	農業法人推進員	吉川 昭

農業法人設立に係る法人定款（案）及び業務推進計画（案）パブリックコメントの結果と町の基本的な考え方・見解について

		寄せられた意見	町の基本的な考え方・見解	各課・係の見解	計画変更有無
1	設立の目的	目標年数を記載する必要がある。	遊休農地が現状約200ha。これを令和10年度末までに50haへ縮小する目標。		
2	事業内容①	ゾーニングについては松川町の固有性を活かし、何をメイソンにするか、ゾーニングも彩りとすること、構成比の議論をしてから位置取り考え方をしたい。	松川町の特性は、果樹と有機農業。まず樹園地繼承が行われるようゾーニングを想定したい。樹園地繼承が難しい場合は有機農業のためのほ場に位置付けたい。このため、樹園地繼承の動きがみられる上片桐でゾーニングを開始したい。		
3	事業内容②	2年間の農地管理で扱い手に渡すことができない場合はどうするのか。	この法人が農地管理を請け負うのは、扱い手が決まっている農地のみとしたい。それ以外の遊休化しそうな農地は地主の責任の下、法人は草刈り等の管理を請け負う。		
4	事業内容③	農作業受託は価格設定が重要。受託に出来ない農家が出る効果が出ない。補助的な意味を加味する必要がある。	農業委員会が示す農作業標準作業・機械作業料金を基準としている。		
5	事業内容④	モデル産地の設定はよいが、松川全体と並行で行わないことは遅れ、生かせないことになる。モデルと全体の2本立ての予算措置にしないと不公平感が出る。	法人が農地管理を町全体を対象にスタートすることは、予算面及び労力面で困難。草刈り作業の受託は町全体でスタートする予定である。		
6	事業内容⑤	農村RMOは進めるべきですが、メリットのわかりやすい施策を松川型として工夫が必要。	農村RMOを進める上で、どのような地域課題から取り組むべきか、地域毎に違いがあると認識しています。先進地の事例を把握しながら対応して参りたい。		
7	組織体制	一般社団法人で利益を見込めないとしても、予算建てが必要。	設立前に当初予算案を作成します。		
8		設立社員2名、町とJAだけで進めるとか。ほかの意見は聞かないといふことか？役場とJAだけでは、自由に開かれていらない。	JJAからの要望で、設立社員は町と農業員会になる模様。設立時理事には、町、町議会、農業委員会、認定農業者協議会を想定。各組織を通して意見を頂ければと思ひ		

峰 哲

2023.10.10

		寄せられた意見	町の基本的な考え方・見解	各課・係の見解	計画変更有無
9	第2章	社団法人は、役場・農業委員・JAだけでなく、農業振興会議やゆうきの里を育てよう連絡協議会での意見を聞き、社員や理事の構成を。	農業振興会議やゆうきの里を育てよう連絡協議会の会議の折に状況を説明し、意見を頂く時間を設けています。		
10		意見を聞くが、執行は少數といふことでは自由闊達な組織に見ならない。見識の深い人を理事として、意見を聞くべき。	遊休農地の解消が目的であり、スタッフが少人数である現状から、理事の人数を増やすことを心配します。		
11		社員の資格と必要経費について義務を負うことはよいが、資格についての基準がない。	社員の資格は、町の行政組織、農業組織に属する者及び町に住所がある農業者を想		
12		執行者組織が役場の担当や、農業委員、JAの当て職で賄えるような渋滞な組織では目的の達成はできない。	遊休農地解消が目的であり、利益が得難い組織となるたゞるを得ない。		
13	第6章基金	基金の募集単位は、下限、上限が定められない。また解散まで返還しないのは不合理。	基金という言葉を使つたが、クラウドファンディング、及び寄付金を想定。当面は集落支援員の活動費を充当し、フレームモア等特殊農機具の更新時にクラウドファンディングの活用を想定したい。		
14		一般法人、個人社員には基金に対する配当がなくは困る。理事、監事についていれば配当が得られるが、理事、監事数も少數限定である。	法人が行う農地管理において得られるリンク等の果実を配当することを想定。定款第25条に役員の報酬を謳つているが、報酬を支払う原資は厳しい状況。		
15		定款では社員が理事となる規定もないし、理事が社員になることも規定していない。	明文化していないが、理事及び監事は社員である予定。報酬を約束できないが、資格をクリアし理事会で承認されれば、どなたでも社員になれる予定。		
16		このような硬い定款や組織となると、行政だけが動いていくような組織では担当が変われば機能しなくなるが、むしろ株式方式で組織化するほうが闇達に動けるかもしれない。	税制上、一般社団法人を選択している。		

一般社団法人 「グリーンみらい」 定款（案）

第1章 総 則

(目的)

第1条 当法人は、農地を次世代の就農者に繋いでいくため、また環境保全型農業で持続可能な農業を推進することによって松川町農業の更なる発展を目的とする。

(名称)

第2条 当法人は、一般社団法人「グリーンみらい」と称する。

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を長野県下伊那郡松川町に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(事業)

第4条 前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 耕作放棄農地について中間管理機構を通じて賃貸借し、ゾーニング（地域土地利用計画）を実施。
- (2) 2年間の農地管理（栽培・土づくり・基盤整備・林地化等）
- (3) 農作業受託事業（栽培管理等）
- (4) モデル産地としてのテスト圃場での育成管理
- (5) 農村 RMO（農村型地域運営組織）に取り組む地域支援
- (6) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第6条 当法人は次に掲げる機関を置く

- (1) 社員総会
- (2) 理事会
- (3) 監事

第2章 社 員（社員とは株式会社における株主の様な人または法人）

(入社)

第7条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、理事会の承認を得るものとする。

(経費等)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費について協議を行う。
(当面、集落支援員の活動費を充当し、社員による負担を想定していない)

(退社)

第9条 社員は、社員総会の決議により退社することができる。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の目的に反する行為をするなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(社員総会の議決事項)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 每事業年度の予算、事業計画及び資金計画
- (3) 每事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらとの附属明細書の承認
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の決議事項)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、全員の書面或いは電磁的記録による同意を得たときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 代表理事は、前項の議事録に署名する。

第6章 基金（クラウドファンディング等を想定）

(基金の拠出等)

第32条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から（翌年）2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剩余金の不分配）

第36条 当法人は、剩余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第37条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第38条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

（最初の事業年度）

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年2月28日までとする。

（設立時の役員）

第41条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 松川町長、松川町議会、松川町農業委員会、
松川町認定農業者連絡協議会

設立時代表理事 松川町長

設立時監事 松川町議会、松川町農業委員会

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第42条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 下伊那郡松川町元大島3823

設立時社員 松川町長

住 所 下伊那郡松川町元大島3823

設立時社員 松川町農業委員会長

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人グリーンみらい設立のため、本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年9月30日

設立時社員 松川町長

設立時社員 松川町農業委員会長

定款作成代理人

住所 下伊那郡松川町元大島3826-2

司法書士 矢澤宗彦

松川町農地管理一般社団法人 業務推進計画（案）

【法人は「地域資源管理法人」として一般社団法人の非営利型法人を想定】

課題名 解決方策 活動事項	令和5年度 成果目標	重点対 象・地域	令和5年度 活動目標	担当者	関係機関等
1 一般社団法人の設立	法務局登記完了 (10月17日)	松川町		吉川	南信州農業農村支援センター
(1)法人登記の推進					町農業振興会議
ア 事業計画の検討			事業計画検討3回		町農業委員会
イ 定款の検討			定款検討3回		J A
ウ 設立総会の開催			設立総会9月30日開催及び議事録作成		町農林係 町農業振興係
エ 登記事務の推進			必要書類を司法書士へ提出		町営農支援センター
2 松川町における農地の有効活用推進					
(1)中間管理機構を通じた耕作放棄農地の管理推進	法人管理農地 10筆、1ha	上片桐		吉川、 地区農業委員、 町果樹研修生	南信州農業農村支援センター
ア 営農支援センターにおける農地相談情報の共有			情報共有隨時		町農業振興会議
イ 法人が農地受託するためのルールづくり			ルール検討5回		町農業委員会
ウ 法人管理に向けた現地調査及び判断			相談農地現地調査30か所		J A 町農林係 町農業振興係
エ 農地管理における栽培管理協力農家の確保			地区農業委員との栽培管理協力農家候補者選定		町営農支援センター
オ 南信州日本なし産地再生プロジェクトに基づくなし植栽の検討			地区農業委員等との植栽検討3回		
カ J Aみなみ信州市田柿生産拡大プロジェクトに基づく市田柿植栽の検討			地区農業委員等との植栽検討3回		

(2)法人による農地管理の実践(果樹園維持・土づくり等)		上片桐		吉川、果樹研修生、栽培管理協力農家	南信州農業農村支援センター 地域振興局農地整備課 町農業振興会議 町農業委員会 JA 町農林係 町農業振興係 町営農支援センター
ア 果樹園維持のため園地の草刈り等の実践	果樹園草刈り等の作業実践 10ヵ所 1 ha 各ほ場 1回草刈りのべ 10回		果樹園草刈り等の作業検討 10回		
イ 土づくり事例の展示による地域波及推進	ライムギ播種 2ヵ所 20a。 ソルゴー及びセスバニア栽培体系確立		緑肥作付けほ場検討 4回 土壤透水性調査 4ヵ所		
ウ 栽培環境改善に向けた基盤整備の検討	基盤整備に向けた検討会開催 5回		農地整備課との現地検討 1回		
エ 南信州日本なし産地再生プロジェクトに基づくなし植栽準備実践	紋羽病対策検討 3ほ場		枝挿入法実施検討 3ほ場		
オ 林地化事例の把握	林地化事例集作成		林地化ほ場事例聞き取り調査 1回		
カ 担い手への農地引き渡しシステムづくり	担い手への引き渡しルール確定		担い手への引き渡しルール検討 3回		
(3)園主緊急事態時の農作業受託及び補助事業申請手続き等支援		松川町		吉川、果樹研修生、栽培管理協力農家	南信州農業農村支援センター 町農業振興会議 町農業委員会 JA 町農林係 町農業振興係 町営農支援センター
ア 農作業受託及び作業実施ルールの作成	農作業受託及び作業実施ルールの明文化		農作業受託及び作業実施ルールの検討 3回		
イ 農作業の可否決定及び実践	乗用モア等による草刈り実施 5ヵ所 50a のべ 5回		受託作業可否検討 10回		
ウ 受託料金徴収及び協力農家等への支払い	乗用モア等による草刈り実		受託料金の算定方法検討 3回		

	施 5 回 5 カ所 50a		栽培管理協力 農家等への支 払い方法検討 3回		
工 補助事業申請手続き 支援			補助事業(南信 州日本なし産 地再生プロジ エクト及び市 田柿生産拡大 プロジェクト 関連等)検討5 回		
(4)特殊農業機械による 作業受託		松川町		吉川	町農業委員 会 JA 町農林係 町農業振興 係 町営農支援 センター
ア 乗用モア、フレール モア及び乗用水田除草機 による作業受託ルールの 確定	機械作業受託 ルールの確定		機械作業受託 ルールの検討 3回		
イ 機械作業の実践	機械作業受託 実績 43 回(フ レールモア 40 回、水田除草機 3回)		機械作業受託 ルールの告知 を含めた機械 貸出の宣伝 3 回		
(5)環境に配慮した農業推 進		上片桐		吉川	南信農業試 験場 南信州農業 農村支援セ ンター 町農業委員 会 JA 町農林係 町農業振興 係 町営農支援 センター
ア フレールモアを活用 した土づくりの推進	ソルゴー等粉 碎ほ場 3ha、セ スバニア栽培 展示ほ 1 カ所 20a		専任オペレタ ーによる作業実 施		
イ 市田柿テストほ場に おける環境に配慮した防 除体系の確立	次年度試験防 除体系確立		防除体系検討 3回		
ウ 紋羽病対策を考慮し た土づくり体系の検討	紋羽病対策緑 肥栽培体系試 作		環境に配慮し た紋羽病対策 事例の収集及 び検討 2回		

(6)苗木等の育成支援		上片桐	吉川	JA 町ゆうきの里を育てよう連絡協議会、南信州農業農村支援センター、町農林係町農業振興係町営農支援センター
ア 南信州日本なし産地再生プロジェクトに基づく苗木生産支援（JA等育苗は管理受託）	苗木生産（1,000本）ほ場における緑肥作物栽培 10a			
イ JAみなみ信州市田柿生産拡大プロジェクトに基づく苗木生産支援（JA等育苗は管理受託）	苗木生産（1,000本）ほ場における緑肥作物栽培 10a			
ウ 環境に配慮した農業用苗生産の推進	令和7度用育苗用培土作成体系確立			ボカシ肥作成検討3回、育苗用培土作成検討3回
3 松川町における集落組織の活性化		上片桐	吉川	町農業委員会、JA、南信州農業農村支援センター 町農林係 町農業振興係 町営農支援センター
(1)農村RMO(農村型地域運営組織)に取り組む地域の支援				
ア 農村RMO設立の意向把握及び活動方針決定支援	農村RMO意向聞き取り調査 2回			

松川町農業法人 組織体制 (案)

R5.9.14

設立社員（設立者）2名

松川町	松川町長	北沢 秀公
農業委員会	会長	松下 敏章

理事（3名以上5名以内）

松川町	松川町長	北沢 秀公
松川町農業委員会	会長	松下 敏章
松川町議会	総務産業建設委員長	大蔵 洋
JA みなみ信州	松川地区担当理事 1名	
松川町認定農業者協議会	代表	松尾 正宏

監事（1名～2名）

松川町議会	総務産業建設副委員長	塩澤 貴浩
松川町農業委員会	委員	古谷 はるみ

スタッフ（R5.10～）

事務局長	産業観光課長	田中 学
事務員	集落支援員	吉川 昭

一般社団法人（農業法人）の予算書（収支計画書）

令和5年度	町予算	収入額	4,720
		支出額	4,720
0 千円			

令和5年・6年	法人予算	収入額	2,300
		支出額	2,300
0 千円			

収支予算書（町）負担

1 収入の部

単位 千円

区分	本年度予算額			備考
集落支援員活動費	4,300			法人担当1名分
集落支援員活動費	420			その他
計	4,720			

2 支出の部

単位 千円

区分	本年度予算額	支出額（8月末）	残額	備考
職員報酬	3,084	941	2,143	
共済他	500	147	353	
旅費・費用弁償	90	35	55	
消耗品費	25	0	25	
燃料費	60	0	60	
通信費	240	0	240	
手数料	150	0	150	定款認証登録免許税
損害保険料	30	0	30	自動車保険
委託料	250	0	250	定款認証業務
使用料	291	0	291	車両リース
計	4,720	1,123	3,597	

収支予算書(法人)

1 収入の部

単位 千円

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
作業受託料	1,290	0	1,290	草刈り等66万・剪定63万
果樹販売代金	1,000	0	1,000	2年後果樹研修生が事業を行う農地
寄付金	10	0	10	
計	2,300	0	2,300	

2 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
作業賃金	997	0	997	協力農家全額 みらい職員半額
事務手数料	100	0	100	
果樹栽培業務	128	0	128	16aの樹園地を管理
役員手当	60	0	60	会議等出席1回2500 円×6名×4回
予備費	1,015	0	1,015	
計	2,300	0	2,300	

受託作業内容

農業法人が管理する農機具による作業受託について(オペレーター付きで作業に伺います)

乗用草刈り機 1台	300a(10aあたり5,000円)	150,000
田植え機 1台(有機)	150a(10aあたり10,000円)	150,000
	(有機への転換期間2年間は無料)	-150,000
除草機 1台	300a(10aあたり5,000円)	150,000
	(有機への転換期間2年間は無料)	-150,000
トラクター 1台(有機)	未定	0
フレールモア 1台(有機)	600a(10aあたり5,000円)	300,000
	(有機への転換期間2年間は無料)	-300,000
刈払機 3台	100a(1時間あたり3,000円)	30,000
※たい肥散布機 1台	400a(10a当たり2t・1t当たり6,000円)	480,000
		660,000

作業受託(剪定作業)

協力農家による作業実施

新規就農者及び、一般農家の皆さんに募集します
(農業委員会での作業料金・農作業労賃にて実施予定
100a(1時間当たり1,800円・1人)10a37.5時間
1日7時間×1800円×5名=63,000円 630,000

松川町で10月に設立する一般社団法人「農業法人」の名称について

設立する一般社団法人の特徴

- (1) 耕作放棄になりそうな農地を、次世代の担い手に繋ぐため、地域土地利用計画に沿って、中間管理機構を通じて賃貸借し、2年間農地管理を行う。
- (2) 農地管理は草刈りを主体に行うが、必要に応じて伐根し、土づくりのための緑肥栽培等を実施する。
- (3) 必要に応じて農地管理の他に、草刈りを主体とした農作業の受託を行う。
- (4) 持続可能な農業を推進するため、環境保全型農業のモデルほ場を設置し、栽培管理を行う。
- (5) その他上記事業に関連する業務

募集を行いましたが、応募がありませんでした。

一般社団法人 名称（案）

1. みどりまつかわ	グリーン MATSUKAWA
2. 農地繫承推進機構	ファームランド セクション
3. 持続可能農業支援協会	サステナブル アグリカルチャー サポート
4. 松川町農業発展協議会	アグリカルチャー デベロップメント
5. 地域農村振興協会	リジエン ルーラル プロモーション
6. 農業環境保全団体	アグリカルチャー エンバイロンメンタル プロテクション
7. みらい	フューチャー
8. みどり・みらい	グリーン・フューチャー

令和5年9月14日

(1) R5の事業進捗状況について(有機農業産地づくり支援事業)

1. 令和5年度 事業進捗状況

国のみどりの食料システム戦略緊急対策支援の有機農業産地づくり支援金を活用し、環境保全型農業の推進を実施しています。

① 消費者向け（講演会・食育の推進）

実施

- 7/30 午後1:30～3:30 堤未果氏 講演会 参加者約80名
報道されない食と農の真実～地域を守ると未来が変わる～



継続・味覚（飯田産業センター）&栄養素調査（メディカル成果物研究所）の実施

7/18・7/26 トウモロコシ・ジャガイモ・玉ねぎ 調査の依頼



今後

- 映画「いただきます」1.2の上映会、小中学校及びおひさま、保育士対象上映会に合わせ、オオタ監督の講演会実施。
- マルシェへの出展（9/17若武者マルシェ・名古屋・東京等）
- 全国オーガニック給食協議会への参加（フォーラムへの参加）

10/10予定 1.武蔵野市視察 教育委員会教育支援課

武蔵野市学校給食の献立作成及び給食調理の指針について

2.足立区都市農業公園

農業体験・家庭菜園向け有機栽培指導教室・有機農業講座の開催

日程 6:00出発 10:00～11:00足立区 12:00昼食

13:30～15:00武蔵野市 19:00 松川町到着予定

② 生産者向け（ゆうき給食とどけ隊、実証圃場での研修会実施）

実施・継続

- ・4月～1月まで全12回の研修会を実施。& マニュアル作成
実証圃場での研修会及び、毎回6時から座学を予定。

講師：公財）自然農法国際研究開発センター

- ・指導者研修会 2名受講 2年目

※ 4/13.5/18.19.6/1.7/4.10.8/7.9/11 次回10/24の予定です。

- ・環境保全型農業への取組み支援のための農機具のレンタル

(除草付き田植え機のリース) 6/22 田植え 7/4 除草 7/8 除草 7/10 除草デモ

機械除草の後の調査実施

(ハンマーナイフモア付きトラクターのリース) 7/27 緑肥の刈込



③ 土づくり（育土）について（土壤診断によるこれからの農業について）

実施・継続

- ・SOFIX 農業推進機構での微生物、炭素量が見える土壤診断。

実証圃場（野菜）9か所。田んぼ3か所。果樹園では、りんごを3圃場、その他の果物で5圃場の全20か所で診断を継続して実施。

7/17 発送 ジャガイモ、玉ねぎ、にんじん、麦、多品目、大豆の圃場

④ 生き物調査の実施（環境による生物多様性の状況を知る）

実施・継続

- ・夏と収穫前 畑での生き物調査。

長ねぎの慣行栽培と、有機栽培（インセクタリープランツによる生き物の調査）

実施

- ・小学生による環境調査（田んぼのいきもの調査）7/5 中央小3年生 91名



⑤ 協議会での検討内容

・認証制度

県の認証制度について・・・信州の環境にやさしい農産物認証（現在3割・5割削減）
新たに10割削減の認証を検討中

※ 認証の審査のことを考えると、県の認証制度に合わせて、松川独自のシールを作成するのがよい。県の聞き取り調査の際にもそのように伝えています。

南信州での認証について・・・飯田市と一緒に、また北部事務組合での検討
伊那谷での認証について・・・伊那谷を一体として考え方検討。

※ 辰野（ビレッジ宣言）・伊那（伊那谷農業塾）・中川村（給食の研修会）

・町独自の認証制度について・・・認証機関をどうするかが課題。食の安全、おいしさを伝える内容としたい（ブランド化）

※ 松川町では、果樹農家の皆さんのが環境にやさしい農産物認証などを取得している人が県内の中でもトップクラスです。土づくりや栽培方法などによる、認証にして行けたらと考えます。

・農業基本計画（7月のワークショップありがとうございました。）

・本日、農業振興会議にてワークショップを行います

・循環型バイオマス施設（草木・生ごみ等をたい肥に・・・酵素を利用した発酵）

大町市の事例・・・生ごみ&牛糞（好気性微生物HDMシステム）

臼杵市の事例・・・木質原料&豚糞（6か月の発酵期間）

バイオ炭（宙炭）の事例・・・微生物を活用した高機能炭

・流通加工施設（冷凍・乾燥・真空施設）

・ライスセンター（個選対応可能）

金芽米の事例・・・学校給食への導入を提案されました。精米を委託するのではなく、機械導入したいと、町長から提案。松本市に精米所あり。

JA ライスセンターの統合・・・

その他・7/28 オーガニック給食を給食現場から進める研修会 ゆうき給食つくり隊

8/13 八ヶ岳地球フェスティバル 新しい時代の村づくり 北沢町長登壇

化 学 肥 料 の 低 減 を 目 指 す 地 域 の ご あんない

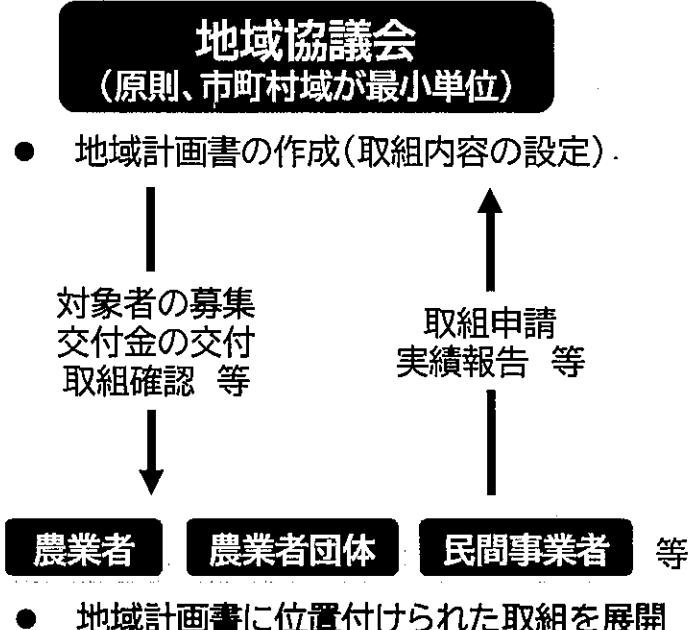
～化学肥料の低減を進める『地域の取組』を支援します～

肥料価格高騰対策事業の一環として、農家の皆様の「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けた『地域の取組』を支援する追加対策を実施します。

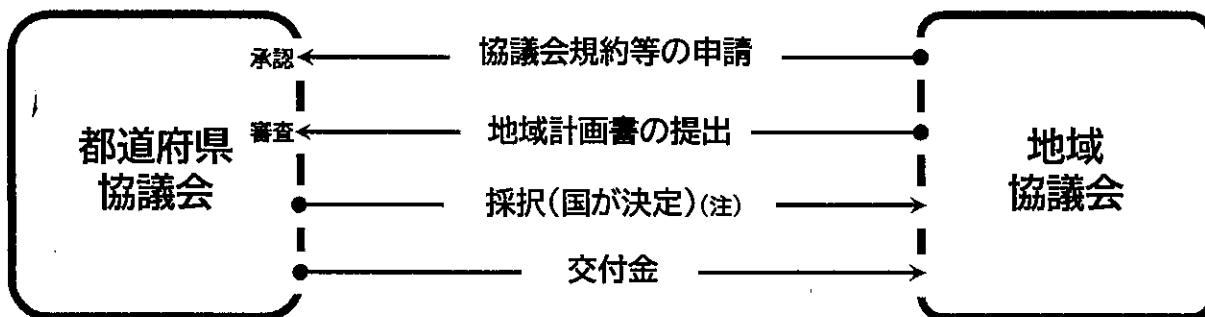
支援のポイント

- ✓ 化学肥料の低減を進める『地域の取組』に対して交付金を交付します。
- ✓ 『地域の取組』(取組内容、対象者等)は、**地域協議会**が地域の状況に応じて設定可能です。
- ✓ 採択された地域協議会には、取組に必要な掛け増し経費の1/2 (上限500万円^(注))を交付します。

(注)地域協議会の事務費を含みます。



事業実施までの主な手続



(注)地域計画書に記載された取組面積が大きく、取組面積当たりの平均取組単価が低い計画書を優先的に採択します。

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和5年度予算額 9,070（9,752）百万円の内数）
（令和4年度補正予算額（中山間地域等農用地保全総合対策）1,440百万円の内数）

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区「令和8年度まで」）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話合いにより、當農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組

② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動

④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等の推進員の措置

【事業期間】最大5年間

【交付率（上限）】定額（1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年）、5.5/10 等

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間】1年間

【交付率】定額

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>

定額、5.5/10等

都道府県

↑

（1の事業）

民間団体
(民間企業、一般社団法人を含む)

↑
定額

都道府県、市町村、地域協議会等

↑

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

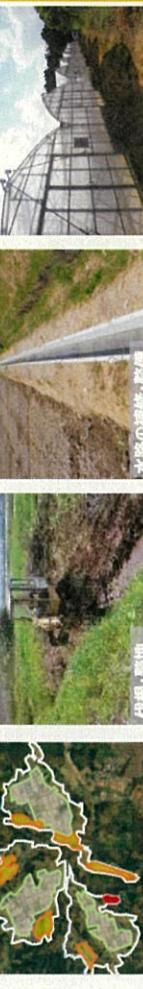
<事業イメージ>

Step 1 地域ぐるみの話合いにより、當農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【農用地保全の実証的な取組】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択



【農用地保全の実証的な取組】



【省力化機械の導入】



【省力化機械の導入】

[お問い合わせ先] 農山村振興局地域振興課（03-6744-2665）

				R5.7.31
B 活力ある持続可能な農業の推進	☆ みらいの松川町の農業 3つの柱のうち1つを選択 (A 環境に配慮した農業の推進)			
D 活力ある持続可能な農業の推進	C 活力ある持続可能な農業の推進			
SWOT (Strange 強み・Weakness 弱み・Opportunity 機会・Threat脅威)	E 活力ある持続可能な農業の推進 (地産地消の拡大と食育の推進)			
S (松川町の強み)	W (松川町の弱み)	A 「リニア開通」という機会と、松川町の「標高・日照長く・寒暖差多き（くだもも生産最適地）」という強みを最大限に活かすため、「さらなるブランド化と発信力向上」をする	A 「リニア開通」という機会と、松川町の「果樹園」「有機給食」を取り組み、「おいしい給食の町宣言」をする	A 「リニア開通」という機会と、松川町の「果樹園」「有機給食」を取り組み、「おいしい給食の町宣言」をする
B 果物狩り・都市交流・鳥獣害対策・果樹100年以上の歴史・シードル特区・有機給食の取組・実質化された人農地プラン・農地所有適格法人9社・果樹研修生の受け入れ・土壤・直売所(JA・組合・個人等)・ブランド力・集団栽培・団地化・若い後継者が多い・インターに近い・大消費地に近い・新しいチャレンジ精神・自然の形に合わせた開拓・段丘(高低)に合わせた農業・最先端技術・研究の土壤(地域課題)・やる気がある農業者グループが多い・若手農業者が多い・農業者独自の組織が多くある・山に囲まれた地形(伊那谷)・景観・ICがある・学校すべて自校給食(保育園も)・保育園の野菜栽培・保育園サクランボ狩り・果樹有機質利用の土づくり・残留試験による安全果実(伝わり方不足があるが)・ICがある・リニア駅が近い	C 遊休農地の増加・就農人口の減・傾斜地・混住の増・松川オンリー1から他地域の進出・ふるさと納税返礼品・売り方の工夫弱・個々の対応より、全体での取組み・発信力が弱い・町の総合的な魅力の発信・ふじ祭りがなぜ取り止めにななつたのか・段丘故の面積制限(小面積)・果樹園の継承者が難しい・果樹園周辺で野菜が作りにくい・野菜農家が少ない・後継者の意見がとおりにくく(新しい技術が取り入れにくく)・鳥獣被害の増加・観光資源が少ない・個人農園が多い(個々で頑張っている)・町民が取組を知らない・広報が下手・保育園での給食の取組がやや弱い(供給体制)・有機食材のうまみが理解しにくい・栽培者と利用者のコミュニケーションがまだ弱い(相方向連帯)・果樹無農薬・減農薬が難しい・ホテルが少ないとおじいちゃんおばあちゃん」をする	D 「リニア開通」という機会と、松川町の「果樹園」「有機給食」を取り組み、「他地域との差別化をはかる取組(町をあげて減農薬に取組む、町独自の認証制度をつくるなど)」をする	E 「有機給食への高い関心」という機会と、松川町の「有機給食を実践」という強みを最大限に活かすため、「栽培者の数を増やす(特におじいちゃんおばあちゃん」をする	

クロス SWOT

- | | クロス SWOT |
|--|---|
| | A 「異常気象」という脅威でも、松川町の「くだもの作りの天恵の地」という強みで、チャンスにするために、「有機農業（リサイクル）」をする |
| | B 「肥料高騰」という脅威でも、松川町の「地域循環型・堆肥作り」という強みで、チャンスにするために、「異農種交流・連携」をする |
| | C 「労働不足」という脅威でも、松川町の「若手農業者が多い」という強みでチャンスにするために、「町独自の研修事業を行わない集落営農を活性化」をする |
| | D 「異常気象」という脅威でも、松川町の「おいしい果物」という強みで、チャンスにするために、「他との差別化（品種改良、減農薬の取組）」をする |
| | E 「人手不足」という脅威でも、松川町の「果樹の町」という強みで、チャンスにするために、「収穫までを工程とする体験を企画」をする |

2 T → S

SWOT (Strange 強み・Weakness 弱み・Opportunity 機会・Threat 脅威)		クロスSWOT
0 (世の中「市場・業界」の機会) ターン就農・リニア開通・果樹の輸出・新らい化・オーガニック・健康志向・国産の安全な食べ物が求められる・観光の多様化・インバウンド・三遠南信道路・世界の人口増・交流人口の増加・情報発信・食糧不足(世界的)・日本なし産地再生プロジェクト・みどり戦略・農地の下限面積の撤廃・スマート農業・IT化の流れ・福与でリニア残土を使つた基盤整備	T (世の中「市場・業界」の脅威) コロナ・紛争・農産物が安い・外からの資本・他産業者の農業への参入・全国的な災害・異常気象・樹の病気・農業は重労働・労働力不足・市場経済・運賃や資材の値上がり・国が進める大規模農業・遊休農地→森林・日本人口減少・観光の多様化・食糧不足・肥料高騰・果樹への無農薬の期待・認証制度の認知不足・JASだから高値にならない	Aせっかくの「有機農業・健康志向」という機会を、松川町の「生産性が低い」という弱みで、取り逃がさないために、「 高単価で販売できる品物の生産 」をする
3 O → W	Bせっかくの「リニア開通」という機会を、松川町の「人口減少・農業の衰退」のという弱みで、取り逃がさないために、「 農商連携・魅力ある農業の推進 」をする	Cせっかくの「観光の多様化」という機会を、松川町の「遊休農地の増加」という弱みで、取り逃がさないために、「 基盤整備より優良農地を確保 」をする
	Dせっかくの「リニア開通」という機会を、松川町の「観光資源が少ない」という弱みで取り逃がさないために、「 個々の農家で頑張っているという町民の意識の統一をはかることで町の魅力をのばす 」をする	Eせっかくの「松川町の果樹は名が通つていい」という機会を、松川町の「扱い手不足」という弱みで取り逃がさないために、「 松川町工業団地の人等が必要な特に手伝い 」をする

		クロス SWOT
	A 「労働力不足・高齢化」という脅威と松川町の「優良な遊休農地の増加」の弱みで、最悪の状況を招かなかったために「 外力を有効に活用・AIの利用・省力化：新技術・新品種 」をする	
	B 「食糧不足」という脅威と松川町の「遊休農地の増加」の弱みで、最悪の状況を招かなかったために「 最先端技術の開発・人材育成・多種多様な農産物の生産 」をする	
4 T ↓ W	C 「松川町の「最悪の状況を招かなかったために 」という脅威と 」の弱みで、 」をする	D 「IT化・情報化」という脅威と、松川町の「広報へた」の弱みで、最悪の状況を招かなかったために「 松川町の良いところを発信・宣伝（チャンネルユ ー・広報誌・学級新聞・CM大賞 」をする
		E 「認証制度の認知不足」という脅威と、松川町の「栽培者と利用者のコミュニケーション不足」の弱みで、最悪の状況を招かなかったために「 保育園の時から地道な食育 」をする

<p>① 目的 松川町の農業・農地について の町の指針となる「農業基本 計画」を策定するため、何がで きて、どこを目標にしていく のかを考える。</p>	<p>アイデア</p>	<p>まとめ</p>
<p>② 目標</p>	<p>5分で目的を決める(前回のク ロスSWOTから) 15分でアイデア出し 5分でグループピング 20分で栽培作物＆農地の集約 化し、誰がどのように生産し ていくかを書きだしていく。</p>	<p>}</p>
<p>③ プロセス</p>	<p>A アイデアをどんどん出す。 (ポストイットに書く) B グルーピングする C 選んでまとめていく</p>	<p></p>
<p>④ ルール</p>	<p>A 楽しく議論する 将来の夢をほんぽん出す。 B 出されたアイデアを否定しない 実現可能かどうかは別問題 C 予算は考えない 事業を考えるわけではないので</p>	<p></p>

課題名	最終成果目標	活動事項				
		1年目(令和5年度)	2年目(令和6年度)	3年目(令和7年度)	4年目(令和8年度)	5年目(令和9年度)
(1) 中間管理機構を通じた遊休農地の管理推進	遊休農地面積239ha(令和3年度) ⇒50ha(令和10年度)					
	対象地域:上片桐大沢地区 年度成果目標:法人管理農地 10筆1ha	対象地域:上片桐大沢地区 年度成果目標:法人管理農地 20筆2ha	対象地域:上片桐全域 年度成果目標:法人管理農地 20筆2ha	対象地域:上片桐全域 年度成果目標:法人管理農地 20筆2ha	対象地域:上片桐全域及び大島地区全域 年度成果目標:法人管理農地 20筆2ha	
	ア 営農支援センターにおける農地相談情報の共有					
	イ 法人が農地受託するためのルールづくり(検討5回)	イ 法人が農地受託するためのルール見直し(検討2回)	イ 法人が農地受託するためのルール見直し(検討2回)	イ 法人が農地受託するためのルール見直し(検討2回)	イ 法人が農地受託するためのルール見直し(検討2回)	
	ウ 法人管理に向けた現地調査及び判断(現地調査30ヵ所)	ウ 法人管理に向けた現地調査及び判断(現地調査20ヵ所)	ウ 法人管理に向けた現地調査及び判断(現地調査15ヵ所)	ウ 法人管理に向けた現地調査及び判断(現地調査15ヵ所)	ウ 法人管理に向けた現地調査及び判断(現地調査15ヵ所)	
	エ 農地管理における栽培管理協力農家の確保(地区農業委員との協力農家選定5名)					
	オ 南信州日本なし産地再生プロジェクトに基づくなし植栽の検討(検討3回)	オ 南信州日本なし産地再生プロジェクトに基づくなし植栽の検討(検討3回)				
	カ JAみなみ信州市田柿生産拡大プロジェクトに基づく市田柿種栽の検討(検討3回)	カ JAみなみ信州市田柿生産拡大プロジェクトに基づく市田柿種栽の検討(検討3回)				
	対象地域:上片桐大沢地区 年度成果目標:法人管理農地 10筆1ha	対象地域:上片桐大沢地区 年度成果目標:法人管理農地 20筆2ha	対象地域:上片桐全域 年度成果目標:法人管理農地 20筆2ha	対象地域:上片桐全域 年度成果目標:法人管理農地 20筆2ha	対象地域:上片桐全域及び大島地区全域 年度成果目標:法人管理農地 20筆2ha	
	ア 果樹園維持のため園地の草刈り等の実践(10筆1ha)	ア 果樹園維持のため園地の草刈り等の実践(20筆2ha)	ア 果樹園維持のため園地の草刈り等の実践(20筆2ha)	ア 果樹園維持のため園地の草刈り等の実践(20筆2ha)	ア 果樹園維持のため園地の草刈り等の実践(20筆2ha)	
(2) 法人による農地管理の実践(果樹園維持・土づくり等)	イ 土づくり事例の展示による地域波及推進(ライムギ播種2ヵ所20a、ソルゴー等栽培検討3回)	イ 土づくり事例の展示による地域波及推進(ソルゴー栽培1ヵ所10a)	イ 土づくり事例の展示による地域波及推進(ソルゴー栽培1ヵ所10a)	イ 土づくり事例の展示による地域波及推進(ソルゴー栽培1ヵ所10a)	イ 土づくり事例の展示による地域波及推進(ソルゴー栽培1ヵ所10a)	
	ウ 耕作環境改善に向けた基盤整備の検討(検討5回)	ウ 耕作環境改善に向けた基盤整備の検討(検討5回)				
	エ 南信州日本なし産地再生プロジェクトに基づくなし植栽準備実践(紋羽病対策検討3回)					
	オ 林地化事例の把握(聞き取り調査1回)					オ 林地化事例の把握(聞き取り調査1回)
	カ 担い手への農地引き渡しルールづくり(ルール検討3回)	カ 担い手への農地引き渡しルールづくり(ルール見直し3回)	カ 担い手への農地引き渡しシステムづくり(ルール見直し3回)	カ 担い手への農地引き渡しシステムづくり(ルール見直し3回)	カ 担い手への農地引き渡しシステムづくり(ルール見直し3回)	
	対象地域:全町 年度成果目標:草刈り5筆50a	対象地域:全町 年度成果目標:草刈り10筆1ha	対象地域:全町 年度成果目標:草刈り10筆1ha	対象地域:全町 年度成果目標:草刈り10筆1ha	対象地域:全町 年度成果目標:草刈り10筆1ha	対象地域:全町 年度成果目標:草刈り10筆1ha
	ア 農作業受託及び作業実施ルールづくり(検討3回)	ア 農作業受託及び作業実施ルールづくり(見直し3回)	ア 農作業受託及び作業実施ルールづくり(見直し3回)	ア 農作業受託及び作業実施ルールづくり(見直し3回)	ア 農作業受託及び作業実施ルールづくり(見直し3回)	
	イ 農作業の可否決定及び実践(可否検討10回)	イ 農作業の可否決定及び実践(可否検討10回)	イ 農作業の可否決定及び実践(可否検討50回)	イ 農作業の可否決定及び実践(可否検討50回)	イ 農作業の可否決定及び実践(可否検討50回)	
	ウ 受託料金徴収及び栽培管理協力農家等への支払い(法人は草刈りまで、防除、摘果、収穫、剪定等は栽培協力農家)					
	エ 据付事業申請手続き支援(日本なし及び市田柿プロジェクト関連各1件)					
(4) 特殊農業機械による遊休農地解消を推進するための作業受託	対象地域:全町 年度成果目標:草刈り10筆1ha	対象地域:全町 年度成果目標:草刈り30筆3ha	対象地域:全町 年度成果目標:草刈り30筆3ha	対象地域:全町 年度成果目標:草刈り30筆3ha	対象地域:全町 年度成果目標:草刈り30筆3ha	対象地域:全町 年度成果目標:草刈り30筆3ha
	ア フレームモア等による作業受託ルールづくり(検討3回)	ア フレームモア等による作業受託ルールづくり(見直し3回)	ア フレームモア等による作業受託ルールづくり(見直し3回)	ア フレームモア等による作業受託ルールづくり(見直し3回)	ア フレームモア等による作業受託ルールづくり(見直し3回)	ア フレームモア等による作業受託ルールづくり(見直し3回)
	イ 機械作業の実践(10筆3ha)	イ 機械作業の実践(30筆3ha)	イ 機械作業の実践(30筆3ha)	イ 機械作業の実践(30筆3ha)	イ 機械作業の実践(30筆3ha)	イ 機械作業の実践(30筆3ha)
	対象地域:全町 年度成果目標:ソルゴー等による土づくり面積30筆3ha	対象地域:全町 年度成果目標:ソルゴー等による土づくり面積30筆3ha	対象地域:全町 年度成果目標:ソルゴー等による土づくり面積30筆3ha	対象地域:全町 年度成果目標:ソルゴー等による土づくり面積30筆3ha	対象地域:全町 年度成果目標:ソルゴー等による土づくり面積30筆3ha	対象地域:全町 年度成果目標:ソルゴー等による土づくり面積30筆3ha
	ア フレームモアを活用した土づくりの推進(ソルゴー粉碎面積30筆3ha)	ア フレームモアを活用した土づくりの推進(ソルゴー粉碎面積30筆3ha)				
(5) 環境に配慮した農業の推進	イ 水田除草の機械化による有機稻作の推進(有機農業水稲栽培3.7ha)	イ 水田除草の機械化による有機稻作の推進(有機農業水稲栽培3.8ha)	イ 水田除草の機械化による有機稻作の推進(有機農業水稲栽培1ha)	イ 水田除草の機械化による有機稻作の推進(有機農業水稲栽培1ha)	イ 水田除草の機械化による有機稻作の推進(有機農業水稲栽培1ha)	イ 水田除草の機械化による有機稻作の推進(有機農業水稲栽培1ha)
	ウ 市田柿テストほ場における環境に配慮した防除体系の検討(検討3回)	ウ 市田柿テストほ場における環境に配慮した防除体系の検討(検討3回)	ウ 市田柿テストほ場における環境に配慮した防除体系の試行(10a)	ウ 市田柿テストほ場における環境に配慮した防除体系の試行(10a)	ウ 市田柿テストほ場における環境に配慮した防除体系の試行(10a)	ウ 市田柿テストほ場における環境に配慮した防除体系の試行(10a)
	エ 紹羽病対策を考慮した土づくり体系の検討(検討2回)	エ 紹羽病対策を考慮した土づくり体系の検討(検討2回)	エ 紹羽病対策を考慮した土づくり体系の試行(10a)	エ 紹羽病対策を考慮した土づくり体系の試行(10a)	エ 紹羽病対策を考慮した土づくり体系の試行(10a)	エ 紹羽病対策を考慮した土づくり体系の試行(10a)
	対象地域:上片桐大沢地区 年度成果目標:苗木育成ほ場20a確定	対象地域:上片桐大沢地区 年度成果目標:苗木定植20a	対象地域:上片桐大沢地区 年度成果目標:苗木養生20a	対象地域:上片桐大沢地区 年度成果目標:苗木養生20a		
	ア 南信州日本なし産地再生プロジェクトに基づく苗木生産支援(JA等育苗は管理受託)					
(6) 苗木等の育成支援	イ JAみなみ信州市田柿生産拡大プロジェクトに基づく苗木生産支援(JA等育苗は管理受託)					
	ウ 環境に配慮した農業用苗生産の推進(ボカシ肥作成検討3回)	ウ 環境に配慮した農業用苗生産の推進(ボカシ肥作成1m)	ウ 環境に配慮した農業用苗生産の推進(ボカシ肥作成1m)	ウ 環境に配慮した農業用苗生産の推進(ボカシ肥作成1m)	ウ 環境に配慮した農業用苗生産の推進(ボカシ肥作成1m)	ウ 環境に配慮した農業用苗生産の推進(ボカシ肥作成1m)
	対象地域:農村RMO設立1組織化					
(1) 農村RMO(農村型地域運営組織)に取り組む地域の支援	対象地域:全町 年度成果目標:農村RMO検討地域1	対象地域:全町 年度成果目標:農村RMO検討地域1	対象地域:全町 年度成果目標:農村RMO検討地域1	対象地域:全町 年度成果目標:農村RMO検討地域1	対象地域:全町 年度成果目標:農村RMO設立地域1	
	ア 農村RMO設立の意向把握及び活動方針決定支援(意向聞き取り2回)					